

福山市人権尊重のまちづくり条例 の概要

【前文】

本市では、日本国憲法や世界人権宣言の理念を踏まえ、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、その実現のため恒久平和の維持、基本的人権の尊重及び市民本位の行政を推進してきた。

しかしながら、性別、年齢、障がいや疾病の有無、社会的地位や生まれ、民族、国籍、性的指向及び性自認などを理由にした様々な差別や偏見が今もなお存在している。

全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくためには、市民一人一人が、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、かつ、行動に移さなければならない。

こうした認識の下、差別のない、誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを推進していく決意を新たにし、この条例を制定する。

【目的】

この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め、差別の解消及び合理的配慮の促進に取り組むことにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的としています。

【基本理念】

人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされる社会を実現することを基本として取り組まなければならない。

【市民の役割】

基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めます。

【事業者の役割】

基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めます。

【市の責務】

基本理念にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければなりません。

【基本方針】

市の責務を果たすため、人権施策に関する基本的な方針を策定しなければなりません。

(基本方針に定める事項)

- ・基本理念に関する事項
- ・人権教育及び人権啓発の推進
- ・相談体制、支援体制の整備など

【教育及び啓発】

人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を推進します。

【被害に係る支援】

人権侵害による被害救済の観点から、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の支援を行います。

【情報収集及び調査研究】

人権施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

【人権施策推進審議会】

市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項及びその他の人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議します。

【人権侵害調査等委員会】

被害に係る支援を行うに際し、その事案の社会的影響の大きさ等を考慮して必要なときは、市長の諮問に応じ、当該事案を調査研究し、市及び関係機関等による支援の在り方や人権教育及び人権啓発の在り方を審議します。